

○国立大学法人筑波技術大学大学院転入学規程

平成23年3月30日
規程第24号

最終改正 平成26年2月26日 規程第10号

国立大学法人筑波技術大学大学院転入学規程

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人筑波技術大学学則（平成22年学則第1号。以下「学則」という。）第52条第3項に規定する転入学の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(転入学の実施)

第2条 転入学は、第2年次とし、該当する専攻・コースにおいて教育上支障がないと認められる場合に限り実施することができる。

(転入学の時期)

第3条 転入学の時期は、学年の始めとする。

(転入学の要件)

第4条 産業技術学専攻に転入学することができる者は、学則第48条に規定する者で、他の大学院修士課程の関連分野に1年以上在学しており、両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもの又は補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能若しくは著しく困難な程度のものとする。

2 保健科学専攻に転入学することができる者は、学則第48条に規定する者で、他の大学院修士課程の関連分野に1年以上在学しており、両眼の矯正視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の方法による教育を必要とすることとなると認められるものとし、かつ、保健科学専攻鍼灸学コース又は保健科学専攻理学療法学コースにおいては、次のいずれかの要件を満たすものとする。

(1) 保健科学専攻鍼灸学コース

ア はり師きゅう師あん摩マッサージ指圧師の3種の免許を取得している者

イ 外国の大学の鍼灸手技療法の履修課程を卒業した者

(2) 保健科学専攻理学療法学コース

ア 理学療法士の免許を取得している者

イ 外国の大学の理学療法学の履修課程を卒業した者

3 情報アクセシビリティ専攻に転入学することができる者は、学則第48条に規定する者で、他の大学院修士課程の関連分野に1年以上在学しているものとする。

(転入学の出願に係る書類)

第5条 転入学を志願する者（以下「志願者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添えて、学長に願出するものとする。

(1) 転入学願書

(2) 検定料振込済証明書

- (3) 聴覚障害に関する診断書（様式指定、産業技術学専攻への志願者に限る。）
- (4) 視覚障害に関する診断書（様式指定、保健科学専攻への志願者に限る。）
- (5) 成績証明書
- (6) その他専攻・コースにおいて選考上必要とするもの

（出願の受理）

第6条 前条の出願書類等に不備がなく、国立大学法人筑波技術大学大学院入学資格審査規程（平成23年規程 号）に基づき、第4条の転入学の要件に該当すると認められたものについては、出願を受理する。

（検定料）

第7条 志願者は、前条の出願に当たっては、国立大学法人筑波技術大学における授業料その他の費用に関する規程（平成17年規程第66号）第2条別表1に定める額の検定料を納付しなければならない。

（選考方法等）

第8条 志願者の選考は、書類審査、学力試験、面接その他の専攻・コースの定める方法により行うものとし、その結果を総合して、判定するものとする。

2 出願手続、選抜方法、入学候補者の決定及び入学手続等の実施に関しては、筑波技術大学大学院入学者選抜等に関する規程第2条第2項に準ずる。

（単位の認定）

第9条 専攻長が転入学をした者（以下「転入学生」という。）の既に履修した授業科目等の取扱いを決定する場合は、次の各号に掲げる事項について、それぞれ当該各号に掲げる基準に基づき、これを行うものとする。

(1) 教育課程及び履修方法等

転入学生については、入学時に提出された成績証明書等に基づき、その本人の学習状況に応じ、既に修得した単位の認定を行い、本学の修了認定に必要な基礎科目及び専門科目につき、その不足分について個別の履修計画を作成して、これに従い履修するものとする。

(2) 履修した授業科目及び修得単位の認定

既に履修した授業科目及び修得した単位認定の審査は、大学院運営委員会（以下「運営委員会」という。）において行うものとし、認定については、本学の教育課程に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、運営委員会の議を経て、学長が行うものとする。この場合において、学長は、認定した授業科目及び単位について、別記様式の単位認定通知書を交付するものとし、認定した授業科目の評語は、「認定」とする。

（修業年限）

第10条 転入学生の修業年限は、学則第44条第1項又は第2項に規定する年数から当該者の属する年次の在学者に係る在学年数を控除した年数とする。

（在学年限）

第11条 転入学生の在学年限は、学則第45条に規定する年数から当該者の属する年次の在学者に係る在学年数を控除した年数とする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

